

羽生市人権施策推進基本方針 (改 定)



平成25年11月
羽 生 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針の改定にあたって	1
2 基本方針改定の背景	1
(1)国際的な背景	
(2)国の動向	
(3)埼玉県動向	
3 人権推進の基本理念	5
4 基本方針の位置付け	5
5 目標年次	6
第2章 人権施策の推進方向	7
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	7
1 人権教育	7
(1)学校教育等における人権教育の推進	
(2)社会教育における人権教育の推進	
(3)家庭教育における人権教育の推進	
2 人権啓発	10
(1)市民に対する人権啓発の推進	
(2)企業に対する人権啓発の推進	
(3)市職員・教職員等に対する人権啓発の推進	
(4)福祉関係者等に対する人権啓発の推進	
II 効果的な人権教育・啓発の推進	11
1 人材の育成	11
2 教育・啓発内容の充実	11
3 情報の提供	11
III 連携・協力体制の充実	11
1 国・県との連携	11
2 関係機関との連携	12
3 企業・民間団体との連携	12

IV 相談・支援体制の充実	1 2
第3章 分野別施策の推進	1 3
1 女性の人権	1 3
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
2 子どもの人権	1 4
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
3 高齢者の人権	1 6
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
4 障がいのある人の人権	1 7
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
5 同和問題	1 9
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
6 外国人の人権	2 1
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
7 HIV感染者等の人権	2 1
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
8 インターネットによる人権侵害	2 2
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
9 災害時における人権への配慮	2 4
(1) 現状と課題	
(2) 今後の取り組み	
10 その他の人権問題	2 4

(1) 犯罪被害者やその家族	
(2) アイヌの人々の人権	
(3) 性同一性障がいのある人の人権	
(4) 刑を終えて出所した人	
(5) プライバシーの侵害	
(6) ホームレスの人権	
(7) 北朝鮮当局による拉致問題	
(8) その他の人権問題	
第4章 基本方針の推進体制	27
1 基本方針の推進体制	27
2 国、県、他市町村、民間団体等との連携	27
用語解説	28

※本文中で*を付した言葉について50音順に説明を掲載
しています。

第1章 基本的な考え方

1 基本方針の改定にあたって

羽生市では、平成17（2005）年3月に「羽生市人権推進基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、「差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この基本方針では、市が実施する事業のそれぞれの分野で人権*の尊重を基調に施策を推進するため、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」、「効果的な人権教育・啓発の推進」、「連携・協力体制の充実」、「相談・支援体制の充実」の4つの点に重点をおいて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子ども、高齢者、同和*問題等の各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策と位置付け、事業を推進してきました。

その後、社会情勢の変化により、羽生市においても、女性、子ども、高齢者等への虐待が増加しています。他にも、インターネット上で見られる様々な差別的発言や、福島第一原子力発電所の原子炉事故により災害時の被災者への配慮が必要なことが明らかになる等新たな人権課題も顕在化してきました。

これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められております。

このため、基本方針の策定から8年が経過したこと、また、県が「埼玉県人権施策推進指針」の改定を行ったことなども併せ、これまでの人権施策の取り組みの成果や今後の課題を踏まえ、新たな人権課題へ対応するため、基本方針の改定を行うものです。

2 基本方針改定の背景

(1) 国際的な背景

世界は、20世紀に2度にわたる大戦を経験しました。その教訓から、世界平和を実現するための組織として昭和20

(1945)年に国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

そして国連は、昭和23(1948)年の第3回総会において「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も国連は、この世界人権宣言の精神を実現するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(昭和40(1965)年)、「国際人権規約」(昭和41(1966)年)、「障害者の権利に関する宣言」(昭和50(1975)年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(昭和54(1979)年)、「児童の権利に関する条約」(平成元(1989)年)、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(平成5(1993)年)など多くの人権に関する条約を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

しかし、このような取り組みにも関わらず、世界各地ではいまだに人種、民族、宗教の対立や地域紛争等による人権侵害があり、多くの国で人種差別や女性差別などの人権侵害が行われている現実があります。

このような厳しい国際社会の諸問題を受けて、第49回国連総会では平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」が策定されました。この計画の終了を受け、引き続き人権教育を積極的に推進する目的で、平成17(2005)年1月から「人権教育のための世界プログラム」を採択しました。

このように国際社会は、21世紀を「人権の世紀」と呼ぶにふさわしい世界を実現するため、多くの取り組みを行っています。

(2) 国の動向

日本国憲法は「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とし、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めました。そして、すべての人々の人権を保障していくため、国連が議決した多くの人権条約を採択し、人権侵害のない社会を目指した取り組みが行われてきました。

特に、日本固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、昭和40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」受け、国は、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和地区の環境改善や差別の解消に向けた施策を積極的に実施してきました。

他にも、我が国には、女性、子ども、高齢者等多くの人権問題が依然として存在している現実があります。

このような中、平成7(1995)年に国は「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9(1997)年には「人権教育のための国連10年国内行動計画(以下「国内行動計画」という。)」を策定しました。この国内行動計画では、人権教育を進めるにあたって、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人等の人権問題が重要課題として例示され、これらの解決に積極的に取り組むこととしています。

さらに平成11(1999)年には、「さまざまな人権問題を解決するためには国民一人ひとりの人権教育・啓発が必要である」とした人権擁護推進審議会による答申が行われました。

国は、これら国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るために、平成12(2000)年11月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。

また、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14（2002）年3月15日策定・平成23（2011）年4月1日変更）」を策定しました。この基本計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

(3) 埼玉県の動向

埼玉県では、埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題の解決をはじめ差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

さらに、男女共同参画推進条例の制定、高齢者の権利擁護等を定めた「埼玉県高齢者保健福祉計画（彩の国ゴールドプラン21）」やバリアフリー社会を目指した「彩の国障害者プラン」の策定等、新たな条例や計画を策定しました。しかしながら、偏見や差別、児童等に対する虐待等深刻な人権侵害が後を絶たず、急速な国際化や高齢化等により人権問題が多様化・複雑化していく中、平成14（2002）年「彩の国5か年計画」を新たに策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、「人権が尊重される環境づくり」、「差別を許さない県民運動の推進」、「女性に対する暴力の根絶と安全の確保」等に取り組んでいくこととしました。

また、人権課題の解決や施策の方向性などを示すため、県の人権施策の基本的な指針として、平成14（2002）年3月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定しました。しかし、その後の社会情勢の変化もあり、適切に対応するため、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指すべく、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を平成24（2012）年4月に

策定し、人権推進について総合的に取り組んでいます。

3 人権推進の基本理念

本市では、すべての人々が尊重され、共に支えあい生きがいのある人生を送ることができるよう、「あらゆる人権が確立・擁護された差別のない明るい社会」を実現することを基本理念とし、人権尊重のまちとして施策を推進していきます。

この基本理念は、次の3点がともに実現された社会と考えています。

① 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが「尊厳をもったかけがえのない存在」として尊重される社会の実現を目指します。

② 一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会が、平等に保障される社会

性別、年齢、障がいの有無、社会的身分、門地等によって差別されず、それぞれの個性や能力を発揮できる機会が保障され、生きがいを持って生活できる社会の実現を目指します。

③ 市民一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

お互いの人格や個性を一つの命として認め合い、尊重し合う社会の実現を目指します。

4 基本方針の位置付け

この基本方針は、平成14（2002）年に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23（2011）年変更）、本市が平成25（2013）年3月に策定した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」を上位計画とし、より具体的に人権に関する分野の取り組みについて方向を示すものです。そして、本市で生活し働く人々が、日々の生活の中でお互いの違いを認め、お互いを思いやり、お互いの命を大切に考える社会をつくるため、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

なお、対象別の人権課題に関する個別計画として「第2次羽生市男女共同参画基本計画 はにゅう男女共同参画プラン」（平成21（2009）年策定）、「羽生市障がい者計画」（平成21（2009）年策定）「羽生市障がい福祉計画（第3期）」（平成24（2012）年策定）、「羽生市次世代育成支援行動計画（第2次）」（平成22（2010）年策定）、「羽生市地域福祉計画」（平成24（2012）年策定）、「第5期羽生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（平成24（2012）年策定）、「羽生市健康づくり計画」（平成24（2012）年策定）、「羽生市同和行政基本方針」「羽生市同和教育基本方針」「羽生市人権教育基本方針」（平成25（2013）年策定予定）があります。そのため、当基本方針は、これら個別計画における人権関連施策とも整合性を図り、本市における人権施策を総合的に推進するためのものです。

5 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、平成25（2013）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 人権施策の推進方向

市が行う業務は、それぞれが市民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に関わっています。そのため、差別をなくし人権尊重の意識を醸成していくための教育や啓発、人権問題に関する相談・支援等の取り組みが求められています。

本市では、人権施策を推進するにあたり、人権尊重を基調とした次の4つの点から、総合的に事業を展開していきます。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権教育

埼玉県では「人権を尊重した教育の推進」を教育行政の重点施策に位置づけて、人権尊重の観点にたった学校教育の推進、同和教育の推進、障がい児理解教育の推進、男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進を図ってきました。本市においても、様々な、そして複合的に発生する人権問題の解決を目指し、学校等、地域、家庭などを通じて、幼児から高齢者まで、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進します。

推進にあたっては、次のとおり基本的な方針を定めます。

○市民が主体となる人権教育

市民一人ひとりが、差別のない明るい社会を実現する担い手であることを認識し、各人権課題の解決に主体的に取り組むための人権教育を推進します。

○生涯を通じた人権教育

幼児から高齢者まで、各世代にあわせた人権教育を推進します。

○人権感覚を培う人権教育

単なる知識だけでなく、人権に対する感性を高めるような人権教育を推進します。

○共生の心を醸成する人権教育

お互いの人格や個性を認め合い、尊重しあうなど、共に生きるという心を醸成する人権教育を推進します。

この方針に基づき、学校等、地域、家庭などにおいて、人権教育を推進していきます。

(1) 学校教育等における人権教育の推進

人権教育とは、ただ単に人権についての知識を教え学ぶことではありません。人権侵害を受けた人たちの痛みを感じることで、共感することにより、子どもたちは、自らの人権、他人の人権について学んでいくことができます。このために、学校、幼稚園、保育所では、子どもたちの発達段階を考慮しながら教育期間全体を通じたアプローチを行っていく必要があります。指導を通じて、子どもたちの、人権を尊重する意識の芽生えを促すとともに、一人ひとりを大切にする人権教育を推進します。

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、あらゆる教育活動の中で、人権に関する知的な理解や人権に対する感性、人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

ウ 保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校の連携による人権教育の推進

② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

相談員の配置やスクールカウンセラー*の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施、学習資料や指導資料などの作成・配布、人権教育研究集会による実践的な取り組み、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 社会教育における人権教育の推進

生涯学習の拠点施設である集会所・公民館等における様々な学級や講座を通じた人権に関する学習機会の提供や、集会所を活用した広い地域の住民の交流が必要です。また、人権尊重のまちづくりを積極的に推進するためには、指導者の養成が重要です。

これらの実現を図るとともに、市民に対しても様々な機会を通じて人権思想を普及し高揚させるための教育と啓発を推進し、住みよい地域社会を築く取り組みを進めます。

① 地域における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民が人権意識を高めるための学習機会の提供や、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

② 人権教育の指導内容や指導方法の工夫・改善

様々な人権問題について理解を深める学習が、単に知識の習得に留まることなく、社会の構成員としての責任を自覚し、日常生活の中で人権感覚が活きるよう、人権教育の指導内容や指導方法の工夫・改善を図ります。

③ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、地域、家庭が一体となって総合的な取り組みを行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに、指導者の養成を図ります。

(3) 家庭教育における人権教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となります。このため、家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず差別をしないことなど、日常生活を通じて自らの姿を子どもに示すことが極めて重要です。今後も、親に対する学習機会の提供や子育てに関する相談体制の充実など、家庭教育への支援を図ります。

2 人権啓発

(1) 市民に対する人権啓発の推進

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、県、民間団体、企業等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「羽生市人権推進協議会」や「羽生市人権教育推進協議会」の充実を図り、啓発活動を実施します。また、民間団体や企業などが行う啓発活動に、講師の派遣・紹介や啓発資料の提供などの支援を行います。

(2) 企業に対する人権啓発の推進

企業は、生産や販売、雇用を通じ市民に対する影響力が非常に大きく、地域における社会的責任や社会貢献が重要視されています。

このため、企業に対する人権意識の高揚を図るための取り組みを進めます。

(3) 市職員・教職員等に対する人権啓発の推進

市職員・教職員等は、人権教育・啓発を推進する上で中心的な役割を担っていますので、より一層の人権意識の高揚を図ります。

市職員に対しては、人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身につけるよう、職員研修における人権啓発の充実を図ります。

また、教育活動や保育活動を通じて園児・児童・生徒の豊かな人権感覚を育む役割を持つ教職員や保育士等を対象とした、人権啓発に関する研修の充実を図ります。

(4) 福祉関係者等に対する人権啓発の推進

民生委員・児童委員、福祉施設や福祉サービス事業等に従事する者は、介護や生活相談などに携わっており、プライバシーの保護や適切な対応という点から高い人権意識が必要です。

したがって、子ども、高齢者、障がい者等に係わる福祉関係者等、これら人権に関わりの深い職業に従事する人々が人権問題を正しく理解するよう、人権啓発の充実に努めます。

Ⅱ 効果的な人権教育・啓発の推進

1 人材の育成

市民が人権問題を身近な問題として捉え、日常生活の中で人権を尊重することを身に付けていくためには、地域や職場等で人権教育・啓発を推進していく指導的役割を果たす市民等の存在が不可欠です。人権教育・啓発を日常生活の身近なところから推進するためには、指導者等人材の育成を行っていくことが重要です。

2 教育・啓発内容の充実

人権教育の内容については、プライバシーなどの問題に配慮しつつ身近で具体的なものを題材に取り上げるなど、表現や内容が受け手にとって理解しやすいものにするとともに、単なる知識の伝授にとどまることなく、人々の感性や理性に訴え、自己の問題として受け止めて、実際の行動に結びつけられるような効果的なものとなるよう努めます。

3 情報の提供

障がい者や外国人等、全ての人々の人権が尊重された社会を築いていくためには、人権に関する正確な情報を適切に提供することが不可欠となります。

このため、研修会、イベント等の案内や書籍、ビデオ、映画等の紹介など人権に関する種々の情報の提供に努めます。

Ⅲ 連携・協力体制の充実

1 国・県との連携

人権問題の重要課題に対する取り組みを行っていくためには、国や県の保有する情報や教材等を積極的に取り入れ、広い視野に立った人権教育を推進する必要があります。

また、この基本方針を推進する上で、国・県の情勢や動向を把握するとともに、人権に関する事業の連携・協力をさらに図ります。

2 関係機関との連携

基本方針の推進にあたっては、広域的な事業の展開が効果的であり重要です。

そのため、北埼玉地区をはじめとする県内市町村や法務局等関係機関とそれぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報を共有するための体制を確保するとともに、本市の実情にあったきめ細かな人権施策が推進できるよう連携を図ります。

3 企業・民間団体との連携

人権意識の高揚を図るには、行政などの公的機関の取り組みだけでは不十分であり、これまで企業や民間団体等が果たしてきた役割は大きなものがあります。市が主催する人権研修会や講演会などへの社員等の参加をはじめ、自主的な人権教育研修会の実施を支援するため、資料・教材などの情報提供や講師派遣、相談体制の整備等を行い、連携を図ります。

IV 相談・支援体制の充実

本市では、行政に関する相談や心配ごと、女性問題(DV含む)や子どもに関する相談等について、所管課で相談窓口を設置しています。

近年、女性に対する暴力や、子ども、高齢者、障がい者への虐待等の人権に関する相談件数は増加し、相談内容も多様化しています。

また、一つの人権課題だけでなく複合した発生も多く、相談機関の一層の充実と連携が求められています。

このため、本市における人権侵害等の相談・支援救済体制の充実に総合的に取り組みます。また、人権尊重のための環境整備など、各種人権施策についても、その必要性を的確に把握し、積極的に推進します。

第3章 分野別施策の推進

人権施策の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する差別や同和問題の解消などの重要課題に関して、それぞれ固有の問題点について対応するとともに、人権尊重という視点に立ち、総合的・体系的な取り組みを進めます。

1 女性の人権

(1) 現状と課題

人々の意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが今でも存在し、セクシュアル・ハラスメント*、職場での差別的な処遇等の問題も多く残されています。

このような状況を踏まえ、これまでの基本計画を見直して新たな課題や継続して取り組むべき課題に適切に対応するため、平成21（2009）年3月に「第2次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン」を策定しました。

また、夫からの暴力やストーカー行為*等女性に対する暴力が深刻化したことにより、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定（平成25（2013）年改正）されました。

男女が、政治的、経済的、社会的、文化的利益を均等に享受し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現に向けた一層の環境整備を、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

(2) 今後の取り組み

・はにゅう男女共同参画プランに基づく積極的な啓発活動の実施
男女共同参画社会*の早期実現のための啓発活動を、市民、各種団体、企業、教育関係機関等との連携を図りながら、積極的に展開します。

また、喫緊の課題である夫やパートナーからの暴力（DV*）等、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動を、関係機関

や団体等との連携を図りつつ組織的に展開します。

- ・あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、身体的や精神的等暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、児童相談所、県、市、医療機関等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取り組みを強化します。

- ・女性の社会参加へ向けた総合的な環境整備の促進

就労その他女性の社会参加を積極的に支援するために必要な事業を実施することにより、男女の均等な機会の確保を図ります。

さらに、子育てや介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

国連は、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国でも平成6（1994）年に批准しています。

また、児童福祉法では、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあります。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化等、子どもたちを取り巻く社会環境は変化し続け、子どもをめぐる問題も複雑化しています。

このため、家庭では児童虐待等の問題、学校ではいじめ、不登校、体罰等の問題、地域社会では有害図書（DVD）やインターネット上の不適切なサイト、覚醒剤等薬物乱用などの問題が起きています。

本市においては、羽生市青少年健全育成条例（平成9（1997）年制定）の適正な運用や平成22（2010）年に

策定した「羽生市次世代育成支援行動計画（第2次）」の推進などにより、子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境づくりを進めていくことが必要です。

(2) 今後の取り組み

・児童生徒や保護者等に対する人権教育、啓発の充実

幼児期から少年期にかけては人格形成の重要な時期であるため、子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にすることを育てます。また、子どもの権利を擁護していくため、保護者や市民に対し、あらゆる機会を通じて子どもの権利についての啓発活動を推進します。

・羽生市次世代育成支援行動計画（第2次）の施策推進

子どもたちを健全に育成するため、行動計画で定めた事業を推進します。

・人権保育の推進

他人を認め大切にすることを育むため、幼児期における人権尊重の取り組みを行います。

・虐待防止の取り組みの推進

児童虐待を未然に防止し、また、早期発見を図るため、関係機関によるネットワークの構築や、あらゆる機会を通じての虐待防止に関する普及・啓発活動を推進します。

・虐待、非行等に関する相談、支援体制の充実

虐待などの権利侵害を受けている子どもや、家庭での養育が困難な子どもに関する相談機能の充実を図ります。

さらに、児童相談所との連携を強め、相談、支援体制の充実を図るとともに、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関との連携強化を図ります。

また、いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取り組みを一層推進します。このため、研修を通じて教職員等の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体

制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

我が国の現状は、出生率の低下による少子化や平均寿命の伸びによる高齢化が急速に進行し、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）によると、平成47（2035）年には3人に1人が65才以上という超高齢社会が到来するといわれています。

こうした状況の中、高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、悪質な訪問販売や財産奪取等の犯罪などの財産面での権利侵害等が問題となっています。

高齢者が健康を保ち、住み慣れた地域や家庭において生きがいを持ち安心して暮らしていくためには、その人の能力・体力に応じた就労機会を確保することや、高齢者自ら健康づくりや介護予防に取り組むことが必要です。また、その人に合ったサービスが受けられるよう、在宅・施設両面における調和の取れた介護保険サービスの充実が必要となっています。

本市では、介護保険制度の開始に合わせ平成12（2000）年3月に新たに策定した「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者がゆとりと生きがいのある生活を送るための施策を進めてまいりました。平成24（2012）年3月には「第5期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を新たに策定し、「共に生き支え合うやさしいまち羽生」を基本理念に、住み慣れた地域で権利を守られながら自主的な社会参加や在宅生活が維持できるよう、各種の施策を推進しています。

(2) 今後の取り組み

・啓発活動の推進

高齢者の人権について、関心と理解が深まるよう啓発に努めます。特に、認知症高齢者についての正しい理解の普及を図り、市

民全体で支えていけるよう努めます。

- ・ 就労機会の確保

就労の意欲がある高齢者に対しては、羽生市シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、就労情報の提供に努めます。

- ・ 地域包括支援センター等による相談、支援体制の強化

地域包括支援センター*や市内にある在宅介護支援センターでの相談業務、認知症高齢者等への支援、家族への支援を強化していきます。

- ・ 独居高齢者への支援、認知症高齢者の権利擁護の推進

独居高齢者や高齢者世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動を推進します。

また、認知症高齢者などの権利擁護、特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度*の利用等に関する専門的な相談に対しても、迅速に対応できるよう援助体制を充実します。

- ・ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加をすることができるように、公共施設や道路等のバリアフリー*化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

- ・ 介護サービスの充実

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、通所型を中心とした介護サービスの充実に努めます。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

国は、平成16（2004）年度に障がいのある人への総合的な施策を法的に定めた「障害者基本法」を改正しました。これに伴い、本市では平成21（2009）年3月に、「一人ひとりが自分らしく、安心して暮らすまち」を基本理念とした「羽生市障がい者計画」を策定し、障がい者の生活を支援する施策を推進して

きました。

人は誰もが生まれながらにして人間として尊重され、幸せな生活を送る権利を持っていますが、障がいのある人が社会の一員として活動に参画し、自立した生活を送ろうとするときに、物理的な障壁（道路・建物等の段差）、制度的な障壁（各種の資格制度、就職、任用などで障がいのあることが欠格事由となっている）、文化・情報面の障壁（視覚・聴覚障がい者の情報面での障がい）、意識上の障壁（障がい者に対する偏見と差別意識）等があります。

また、障がい者などハンディキャップのある人たちは、ともすれば偏見や差別を受けやすい立場にあります。市民が障がいについて正しく理解するとともに、障がいのある人の思いを心から受け止め、社会の中で共に歩む姿勢が必要です。

他にも、家庭内や施設等での身体拘束や虐待についての報告が、マスコミを通じてなされることもあります。

こうした状況の中、平成23（2011）年6月に「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24（2012）年10月から施行されました。

障がい者の基本的人権の擁護に、さらに配慮していく必要があります。

今後も、「障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らすことのできる社会」＝「ノーマライゼーション*社会の実現」に向けて施策を推進していくことが必要です。

(2) 今後の取り組み

- ・障がいに対する理解の普及、啓発

障がいに対する適切な理解を深め、障がいのある人の人権が軽視されがちな現状の認識を改めるため、普及・啓発を推進します。

特に、発達障がい*や高次脳機能障がい*を含む精神障がいや内部障がい*等に関する正しい知識について、普及・啓発を推進します。

- ・羽生市障がい者計画、羽生市障がい福祉計画の推進

障がいを持っていても住みよい羽生市とするため、計画で定めた事業を推進します。

- ・障がい者の権利擁護の推進

障がいのある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を推進します。

- ・福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加をすることができるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

- ・雇用対策等障がい者の自立のための支援

北埼玉障がい者就労支援センターを中心に、障がいの種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

- ・北埼玉障がい者生活支援センターによる相談体制の充実

日常の悩み事や福祉制度利用について等、あらゆる相談に迅速に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な問題です。

国においては、この問題の早期解決を図るため、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法*」を制定し、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を制定するなど、33年間にわたり数々の施策を積極的に推進してきました。

本市においても、これらの特別措置法に基づき環境改善対策等

の基盤整備を行った結果、周辺地域との格差は大幅に改善され、実態的差別*の解消については、同和地区内道路の拡幅や住環境の改善等一定の成果をあげることができました。

しかしながら、心理的差別*については、着実に解消には向かってはいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、大きな課題が残っています。

近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込み*、結婚の際などにみられる差別意識による戸籍謄本等の不正取得*や不適切な身元調査、不公正な採用選考、偏見に基づく同和地区の問い合わせ*等の事件が起こっています。

今後も、これまでの人権教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果を踏まえ、他の様々な人権課題との関係を考慮しながら、引き続き心理的差別を中心とした差別の解消に努めることが必要です。

(2) 今後の取り組み

・教育、啓発の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、差別をなくしていくことのできる市民を育成するために、同和教育を人権教育の重要な課題として位置付け、学校、家庭、地域の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

また、研修会の開催や啓発冊子の作成・配布、人権啓発指導者の育成など、心理的差別を解消するための効果的な啓発活動を実施していきます。実施にあたっては、県や関係機関等とも連携していきます。

・交流の促進

同じ地域に住む住民間の相互理解がさらに深まるよう、集会所事業を中心として交流の促進を図ります。

・人権に関わる相談と救済

生活相談員を中心とした相談業務の充実に努めます。また、人権侵害にあった被害者を救済するための体制を充実していきます。

- ・えせ同和行為*、団体の排除

えせ同和行為の排除に向け、市民や企業に対して研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本市には、平成25（2013）年4月1日現在で974人の外国人が生活しており、人口比率では市全体の約1.7%を占めています。

このような中、言語や習慣、文化、宗教等の違いにより相互理解が十分でないことから、就労に際しての差別、入居・入店拒否、差別発言等様々な問題が発生しています。日本人と外国人の双方が、それぞれの文化的・宗教的背景などを理解し、共存していくことが重要です。特に、外国人をこれまでのような支援の対象としてとらえるのではなく、日本人とともに社会を担っていくパートナーととらえ、それぞれの能力を十分に生かせる地域づくりや外国人に対する様々な人権問題の解決を図る施策の推進が必要です。

(2) 今後の取り組み

- ・外国文化周知の推進

外国人に対する差別は、相手の国の文化の理解不足がひとつの原因です。異文化に対する理解を深めるための事業を、民間団体等と連携しながら実施していきます。

- ・行政サービス周知の推進

外国人が安心・安全に自立して生活できるよう、教育、住宅、医療、就労、防災、防犯など様々な分野の行政サービスについて、多言語での提供を図り、周知を推進していきます。

7 HIV感染者*等の人権

(1) 現状と課題

世界のH I V感染者及びエイズ*患者の多くは、生命の危険に加えて人々の理解不足から今まで生活していた社会から疎外されるという、二重の苦しみを受けています。

我が国は、平成元（1989）年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」を定め、エイズの予防に必要な施策を講じてきましたが、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成10（1998）年に成立し、患者等に対する人権をいっそう尊重した対策がとられることになりました。

また、ハンセン病*に関しては、偏見等により患者を強制隔離していた「らい予防法*」が、患者等の人権を保障するために平成8（1996）年に廃止されました。しかし、強制隔離の期間が長期に及んだことや社会の偏見や差別意識が根強いことなどにより、社会復帰を困難なものとしています。

H I V感染者やハンセン病の患者等が病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られる施策を推進する必要があります。

(2) 今後の取り組み

- ・正しい知識の普及や啓発の推進

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開していきます。

また、学校教育や生涯学習において、より人権尊重に配慮した教育・学習活動を展開します。

- ・相談支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットや携帯電話等の普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活が便利になった反面、情報発信の匿名性を悪用した個人に対する誹謗中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害等、人権に関わる問題が生じ、また、有害サイトを利用した犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

平成14（2002）年5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任法）」の施行により、インターネットや携帯電話の電子掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られることになりました。

今後、インターネット等を利用する子どもたちや保護者に対して、利用についての教育や啓発の強化が必要です。

(2) 今後の取り組み

- ・インターネットによる人権侵害を防止するための知識の普及や啓発の推進

インターネットや携帯電話を利用するにあたってのルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、子どもがインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないよう、取り組みを進めます。

- ・人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別発言等を確認した際には、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応するため、また、電子メールや学校非公式サイトなどの電子掲示板を利用した「ネットいじめ問題」に対応するため、関係機関と連携していきます。

9 災害時における人権への配慮

(1) 現状と課題

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所における事故は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、理不尽な苦しみをもたらしました。

プライバシーの問題としても、高齢者、障がいのある人、女性等の避難所生活での配慮が問題となりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見により、原発事故による避難者が「放射能」を理由にホテルでの宿泊を拒否されたり、避難先の小学校でいじめられたりする人権被害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、市民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

(2) 今後の取り組み

・啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、民間団体等との連携を図りながら推進します。

・災害時の対応

相談活動や支援、情報の伝達、避難所の開設等にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。

10 その他の人権問題

これまで述べてきた9項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、県、市町村、民間団体、NPO、ボランティア等と連携して、必要な相談・支援活動を推進します。

(1) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付

随して生じる精神的、経済的被害等様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの報道などによって人権が侵害される場合もあります。

犯罪被害者の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行されましたが、犯罪被害者に対する支援体制は十分とはいえず、今後も行政機関、司法機関、民間団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の立場を理解し支援に協力していくことが大切です。

(2) アイヌの人々の人権

平成9（1997）年5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*（アイヌ文化振興法）」が制定され、同時に、「旧土人」という呼称が差別的であると指摘されていた「北海道旧土人保護法」は廃止されました。この法律では、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であるとされています。

また、平成19（2007）年には、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

さらに、平成20（2008）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議*」が国会で採択されました。

アイヌの人々が、アイヌの人であるという理由で結婚や就職に際しての不当な差別や偏見を受けることなく、人権とアイヌ文化が尊重される社会づくりが必要です。

(3) 性同一性障がいのある人の人権

性同一性障がい*のある人などに対する雇用面における制限や差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。平成15（2003）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布され、翌年7月から、性同一性障がい者であって一定の条件を満たす者については、性別の取

扱いの変更を受けることができるようになりました。

また、平成20（2008）年に同法が改正され、性別が変更できる要件が緩和されました。

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見、就労問題、住宅の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(5) プライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族、少年事件などの加害者本人に対するマスメディアの報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

(6) ホームレスの人権

野宿生活その他、安定した居住の場所を有しない人、いわゆるホームレス*は就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりではなく暴行を受ける等の問題が生じています。

(7) 北朝鮮当局による拉致問題

平成14（2002）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪しました。その後、平成16（2004）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち5人と家族8人の帰国が実現しました。

県内においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

(8) その他の人権問題

非正規雇用等による生活困窮者問題や強制労働等を目的とした人身取引等の問題があります。

第4章 基本方針の推進体制

1 基本方針の推進体制

本市では、市民一人ひとりが尊重される社会の実現を目指し「羽生市人権施策推進審議会*」を設置しています。この審議会では、市長の諮問に応じ、人権教育及び人権啓発の推進について必要な事項を審議しています。

市役所各課所においては、基本方針の趣旨を踏まえ、この審議結果に基づいて人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 国、県、他市町村、民間団体等との連携

人権が尊重された地域づくりを推進するため、国、県、他市町村等の行政機関や教育機関、人権問題に取り組む民間団体、自治会連合会、企業、羽生市人権推進協議会、人権擁護委員*等との緊密な連携を図り、相互に協力していきます。

用語解説

※本文中で*を付した言葉について、50音順に説明を掲載します。

あ行

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的に平成9（1997）年に制定された法律。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

国会の衆参両議院は、平成20（2008）年6月6日、それぞれ「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」を全員一致で採択した。

インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込み

インターネットの特性である「自由」や「匿名性」を悪用して、電子掲示板などで、個人や地域・団体などを誹謗中傷する差別や人権侵害にあたる書き込みを行うこと。「同和地区」を地域的に特定する等の書き込みもみられる。

エイズ

後天性免疫不全症候群に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルスに感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。

H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。

営利を目的としない民間団体の総称とされる。1998(平成10)年には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されている。

か行

高次脳機能障がい

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は損傷を受けた後脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがある。

戸籍謄本等の不正取得

戸籍謄本や住民票等を司法書士や行政書士等が請求を行う際に偽造の職務上請求書を使う等不正な手段で取得すること。近年、「プライム事件」等行政書士による不正取得が問題となっている。背景には、結

婚や就職のときに身元調査を行い、出身地や国籍などで相手を判断する差別意識が存在していると考えられる。

さ行

実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

実態的差別と心理的差別は、相互に作用し合って差別を助長する結果となってきた。

人権

人間が生まれながらに持っている生命、自由、平等、名誉などに関する基本的権利。（日本語源広辞典増補版／ミネルヴァ書房）

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮辱したり、不合理な偏見より交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助

言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

性同一性障がい

生物学的に完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属している状態。

成年後見制度

高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12（2000）年の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつ写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

た行

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。

DV(ドメスティックバイオレンス)

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。

同和

- ・「同（同胞）＋和（一和）」。同じなかま。差別なく平等である意。
（日本語源広辞典増補版／ミネルヴァ書房）
- ・被差別部落の人々に対する不当な差別やべっ視をなくし、自由で平等な社会をめざすこと。（現代新国語辞典／三省堂）

同和对策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の時限立法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法を含め3度にわたり特別措置法を制定した。

同和地区の問い合わせ

各自治体への「同和地区」の所在に関する問い合わせのことで、「被差別部落」「同和地区」と呼ばれている土地との属地関係を有する、あるいは有するとみなされる人々が、不当な差別を受けつづけている社会問題のこと。背景には、同和地区や近隣地との関わりを持つと、社

会や世間から「部落出身者」と見なされると感じ、これを避けようとする忌避意識がある。土地差別と呼ばれている。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つを内部障がいという。体の内部に障がいを持つため、外見上では障がい者であることが他者に理解されづらいとされる。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え。(埼玉県ホームページより)

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

羽生市人権施策推進審議会

市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発の推進について必要な事項を審議するため、平成15(2003)年度に設置された審議会。

バリアフリー

障がい者や高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で支障となる階段等の物理的な障がいや、偏見等による精神的な障壁を取

り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す用語。

ハンセン病

らい菌による感染症のこと。感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに公園や河川等で日常生活を送っている人。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

ら行

らい予防法

明治40（1907）年に制定された法律「癩予防二関スル件」、昭和6（1931）年に改正された「癩予防法」を経て、昭和28（1953）年に成立した「らい病」予防のための法律。この法律の存在が世間のハンセン病に対する偏見や差別をより一層助長したといわれ、患者はもとよりその家族も結婚や就職をこぼまれるなど、偏見や差別は一向になくならなかった。平成8（1996）年に廃止されたが、その後、平成15（2003）年5月に、国は患者や元患者たちに謝罪をし、名誉回復や社会復帰支援策が採られている。

（厚生労働省ホームページより抜粋）